

2 資金不足比率

該当なし

平成28年度において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産(現金など)} - \text{流動負債(未払金など)}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

【電気事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産 } 332\text{億円} - \text{流動負債 } 10\text{億円}}{\text{営業収益 } 65\text{億円}} \times 100 = +491.9\%$$

○各公営企業の資金剰余(不足)比率

	会計名	平成28年度 資金剰余(不足)額 (億円)	平成28年度 事業の規模 (億円)	比率 (%)	経営健全化基準(20%)に 相当する資金不足額 (億円)
1	電気事業会計	+322	65	(+491.9)	▲ 13
2	工業用水道事業会計	+6	17	(+36.9)	▲ 3
3	水道事業会計	+168	64	(+263.4)	▲ 13
4	団地造成事業会計	+147	306	(+48.0)	▲ 61
5	駐車場事業会計	+0.2	1	(+18.5)	▲ 0.2
6	施設管理事業会計	+8	17	(+48.2)	▲ 3.3
7	病院事業会計	+70	224	(+31.4)	▲ 45
8	流域下水道事業費会計	+2	32	(+5.0)	▲ 6

※各会計の資金剰余額は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。